2.マイナンバーを安全に取り扱います

集中管理ではなく分散管理で

マイナンバー制度では、所得税の情報は税務署、住民税の情報は市役所というように、これまでと同じように個人情報を分散して管理し、１つの事業所に情報を集中して管理しません。また事業所間の情報の通信は暗号化されるなどマイナンバーを使って個人情報を盗み出すことができないように安全・安心な仕組みになっています。

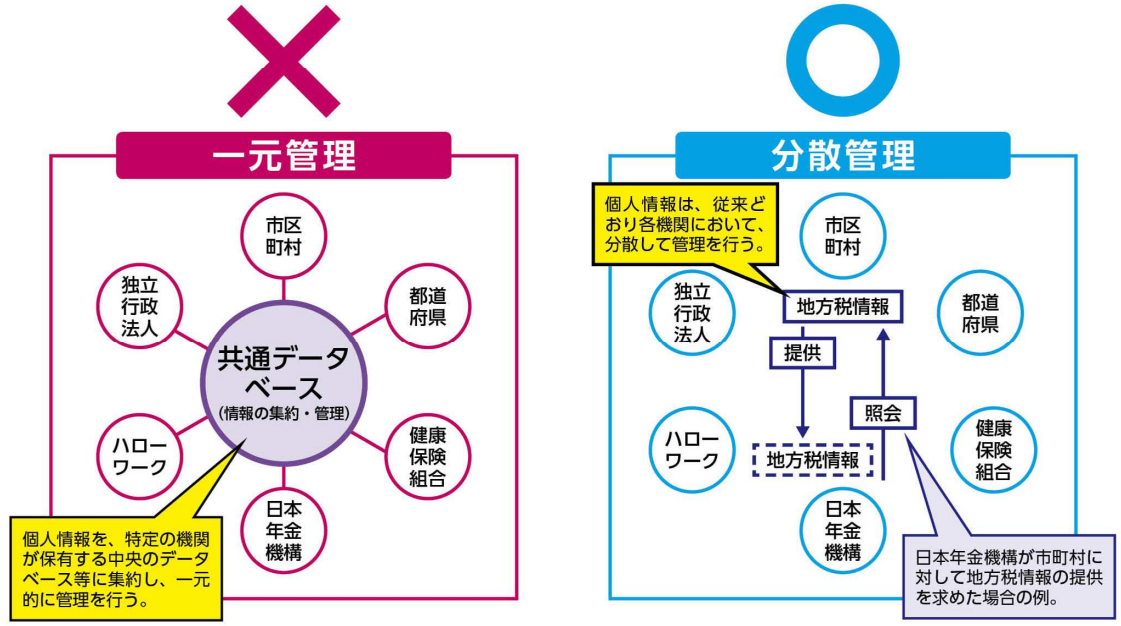

マイナンバーは自由に使えません

マイナンバーは、社会保障・税・災害対策の法令で定められた手続のために、国や地方公共団体、勤務先、金融機関、年金・医療保険者などに提供するものです。マイナンバーの提供を受けた者は、こうした法令で定められた目的以外にマイナンバーを利用することはできません。

3.マイナンバーを証明する書類とは…

- マイナンバーカードをご利用いただくか、通知カードに記載された券面事項（氏名・住所・生年月日・性別・個人番号）が住民票と一致しているときは、通知カードをマイナンバーの証明する書類としてご利用できます。

通知カード

- 通知カードに記載された券面事項（氏名・住所・生年月日・性別・個人番号）に変更がある方は、マイナンバー入り住民票の写しを安芸高田市総合窓口課または各支所窓口係の窓口へご請求いただくか、マイナンバーカードを取得しご利用ください。